

第20回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成19年6月1日(金)午後1時30分～
- 2 場 所 古名屋ホテル2階「鶴の間」
- 3 出席者 委員(敬称略)赤岡和代、飯窪さかえ、石井迪男、井上かよ子、
岩附正明、加藤英雄、佐藤章夫、塩沢久仙、篠原滋美、
内藤順造、中込司郎、中村 司、中村照人、中村文雄、
堀内直人、山本紘治、渡辺一彦、渡辺勝美
県 今村森林環境部長、入倉理事、土屋次長、河西技監
後藤森林環境総務課長、佐野循環型社会推進課長、
石山大気水質保全課長、樋口環境整備課長、
相沢みどり自然課長、横森廃棄物不法投棄対策室長

4 次 第

(1) 第20回審議会

ア 開会

イ 議事

ウ その他

(2) 閉会

5 議事に付した事案の件名

- (1) 山梨県第10次鳥獣保護事業計画の策定について
- (2) 山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画の策定について
- (3) 山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の変更について
- (4) 山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の変更について
- (5) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(仮称)について
- (6) 報告
 - 山梨県カワウ保護管理指針の策定について
 - 山梨県ツキノワグマ保護管理指針の変更について

6 議事の内容

1 開 会

司会 本日は、委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

司会 ただ今から、第20回山梨県環境保全審議会を開会します。

司会 はじめに、今村 森林環境部長 よりごあいさつを申し上げます。

森林環境部長 部長あいさつ

司会 つづきまして、中村会長 からごあいさつを頂きたいと思います。

会長 会長あいさつ

司会 ありがとうございました。

2 議 事

司会 配付資料確認
次第

資料 1 第10次鳥獣保護事業計画の策定について

資料 2 山梨県特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画の策定について

資料 3 山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について

資料 4 山梨県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の変更について

資料 5 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（仮称）について

資料 6 山梨県カワウ保護管理指針の策定について

資料 7 山梨県ツキノワグマ保護管理指針の変更について

資料 8 特定鳥獣等の捕獲状況について

合計9点

司会 本審議会の委員は30名であります。本日は、そのうち、過半数の18名

	<p>の出席をいただいておりますので、規程により本審議会が成立していることをご報告申し上げます。</p>
司会	<p>本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、中村 会長 よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、審議事項「山梨県第10次鳥獣保護事業計画の策定について」を議題とします。</p> <p>この件については、5月22日に鳥獣部会が開催されました。</p> <p>部会での審議結果については、後ほど部会長の 中村 司委員から、報告をお願いしたいと思います。その前に計画の概要について、事務局から説明願います。</p>
みどり自然課長	<p>資料No.1により計画の概要の説明</p>
会長	<p>引き続き、中村部会長さんから報告をお願いします。</p>
鳥獣部会長	<p>鳥獣部会での審議状況を説明、報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県鳥獣センターにおける救護体制の充実の検討の必要性 ・外来生物への対応 についての意見があったが、本計画とは別に検討する方針としたことを説明。 ・策定相当の結論を得たことを報告。
会長	<p>事務局及び部会長さんからの説明、報告が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
会長	<p>特段意見がないようでございます。部会での審議結果のとおり策定することに、ご異議ないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>委員全員より「異議なし」</p>
会長	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
会長	<p>つづきまして</p>

	<p>「山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画の策定について」 「山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の変更について」 「山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の変更について」 の特定鳥獣の保護管理計画につきまして3件の審議事項を一括して議題とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>この件も鳥獣部会において審議されましたので、審議結果について、後ほど鳥獣部会長から、報告をお願いしたいと思いますが、それに先立ちまして、計画の概要等について、事務局から説明願います。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>資料No.2～4、No.8により各計画の概要及び 公聴会における利害関係人からの意見を参考に作成したことを説明</p>
<p>会長</p>	<p>中村部会長さんから、引き続き、報告をお願いします。</p>
<p>鳥獣部会長</p>	<p>鳥獣部会での審議状況を説明、報告 山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画の策定について ・ニホンザルは銃による捕獲は効果が少なく、檻を利用すると効果が上がる ・ニホンザルの捕獲はボランティアでは無理 の意見があった ・策定相当の結論を得たことを報告。</p> <p>山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画及び山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の変更について ・管理捕獲の補助金の充実、配付方法 の意見があった ・部会として変更相当の結論を得たことを報告。</p>
<p>会長</p>	<p>部会長さんの報告が終わりました。この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>5年ごとの変更なので、しっかりと審議する必要がある。鳥獣部会で検討が加えられたとのことであるが、「なぜ、ここ20年間で増えてしまったのか」ということを考えたとき、個体数を減らせばいいということで捕獲数を増やして、適正な頭数にしておくというふうに思える。 中長期的に考えたときに、被害の及ぶ里山周辺をしっかりと管理する等、動物が生息できる環境が整備されるべきことを考えると、森林保全に鳥獣</p>

	<p>保護の問題が行き着くのではないかと思う。 森林保全に関しては、地球温暖化の対策についてもそこに行き着くと考えられる。 鳥獣保護も含めて森林保全に真剣に取り組む必要がある。その点が計画的に織り込まれていくべきではないか。5年に一度の計画としては、捕獲に頼っている印象を受ける。</p>
<p>会長</p>	<p>この件について、事務局または部会長さんからお願いします。</p>
<p>森林環境部長</p>	<p>委員さんからご意見がございました「森林の整備を基本的には、進めるべきだ」ということをごさいますして、環境と山梨県の森林、本県ばかりではないのですが、不可分の状況にあります。 本計画自体は法律に基づいて一定の要件のもとに定めていくものでございますけれども、県といたしましても、森林保全につきましては、地球温暖化の問題等もございまして、今回の6月議会においても、できる限り造林、間伐といったものを進めていく、様々な取り組みを進めていくこととなっております。 地球温暖化というような様々な課題の中で、鳥獣被害と結びつけて、色々な議論がされていることもございますが、委員がいわれましたが、里山の荒廃に関しては、昔は若い方も山村にいて、鳥獣が出て来づらいような関係だったのが、お年寄りが山村に残っている等、耕作放棄地が増えている等、様々な要因も重なる中で、このような状況が出ているというようなお話しを聞くことがございます。 いずれにいたしましても、里山の管理につきましても、県でもモデル的に県下数カ所で取り組んでおり、森林と畑の間を離して見通しをよくするモデル事業も進めさせていただいております。 県としても、森林整備については、民有林においては、環境公益林事業という事業を創設して、土地所有者の負担なく、間伐等の整備ができる仕組みを昨年からテスト的にスタートさせました。 今年度は、事業規模を倍以上に増やしていくといった取り組みも行っております。 県有林については管理計画を作っておりますが、民有林については非常に荒れているというような状況の中で、これに対する取組というものを前向きに進めて行きたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>

会長	<p>委員のご意見の中で「なぜ」ということ、この「なぜ」は全国的な現象ですから、共通の疑問かも知れませんが、そういうことに対する方々の知見あるいは専門の先生方のご意見等関連することがございますでしょうか。部長さんから対応の説明がございましたが、「なぜ」の部分で何かございますでしょうか。</p>
鳥獣部会長	<p>基本的には委員のおっしゃったように生物の住む環境を良くすることが基本的なことでございます。戦後長い間の高度成長等が多角的に影響して、山林や農耕地の放棄が長い間続いていた。</p> <p>温暖化の影響とは一概に言えないが、複合的にそういうことが及ぼして、野生鳥獣の中の生態的なことが乱れてきて、希少な動物が生ずる、一方、シカ、イノシシ、サルというような動物が数を増やしてしまうというアンバランスなことが起きてしまった。</p> <p>管理計画として、鳥獣を銃で捕殺する等、そういったことをお聞きになると「けしからん」というふうにお考えだと思いますが、(現在に至る原因は)はじめに人間がしでかしたことであり、温暖化にしても、やはり人間がしでかしてしまったということを経験して、コントロールできるのは人間であるため、適正な数に管理するということは、どうしても必要になってくるので、今度の管理計画は、一時的ではあるが、仕方がないことであり、やがては森林を増やし、そして動物たちが自由に生活できるような、人との共生ができるような、そういうことを望むわけでございます。</p> <p>取り敢えず、この間は異常になったものは、人間の責任としてコントロールしていかなければいけないと思います。</p>
委員	<p>森林が荒れて、耕作地が放棄されたということももちろんあるかも知れませんが、シカやイノシシが増えたというのは、人間が食べなくなったということがあるのではないかと。</p> <p>昭和30～40年頃は、猟友会の人たちが山に入って、シカやイノシシや野兔が多かったです。</p> <p>計画ではシカ2千頭、イノシシ2千頭を獲るということですから、きちんと獲れば、一年中獲っても良いということになれば、シカやイノシシの肉で商売が成り立つと考えられる。</p> <p>全国的には30万頭、40万頭獲れているのではないかと。シカの革などはある程度の値段で売れるのではないかと。家畜の食肉ばかりを食べるのではなく、野生獣の肉を食べるようになれば、獣害も減るのではないかと。</p> <p>豊かになって、食用にしなくなったということかも知れないが、食べなくなったから、獲らなくなった、ということではないでしょうか。</p>

委員	<p>時折、シカやイノシシの肉を譲り受けることがあるが、臭いがきつくて、食に向かない。臭みのない肉の提供はできないものか。ワナで獲っては、血抜きができなくて、おいしくないのでしょうか。</p> <p>森林整備は大切ですが、鳥獣ということであれば、食用の点から、きちんと検討した方がよいのではないかと。</p> <p>捕獲、屠殺等を商業ベースでできないものなのでしょうか。</p> <p>実際に獲った肉は、どうしているのでしょうか。</p> <p>シカが増えたのは、約30年前からです。45年以上狩猟を行っているが、その当時、シカ、イノシシは一頭もいませんでした。増えてきたのは、ここ15年位です。当時、シカの雄の捕獲は許可されていたが、雌の捕獲は禁止され、雌は保護され続けてきた。</p> <p>1才半以上の雌は、95%毎年妊娠して子鹿を産んでいる。20頭の中で19頭は子鹿を産んでいる。シカは毎年、倍、倍に増えていく。</p> <p>地球温暖化の影響もあるかも知れませんが、それ以前に里山にシカ、イノシシが出てくるということは、逆のことで、里山に人間が家を造って住んだのです。もともと、シカ、イノシシの縄張りだったところに、人間が入り込んだのです。保護しながら、捕獲するということもあります。</p> <p>かつて、山梨県にハンターが8千人いましたが、今は2,600人です。千葉県では2万人いたのが、今は4千人です。どこの県でも、ハンターが4分の1～5分の1になった。</p> <p>シカの肉の食味についてですが、今東京都は、奥多摩地区で、東京都の補助を得て、シカの燻製を製造して販売している。北海道の足寄地区も同様です。山梨県では、まだ、話が進んでいない。</p> <p>シカの革の利用についてですが、工芸品の素材として、シカの革の利用を検討したことがある。輸入素材の価格と比較して、同等の価格を提示されたことがあるが、採算がとれないので提供する状況にない。</p> <p>サルについては、銃による捕獲よりは、市町村で貸し出している箱檻が、効果的に捕獲できます。部会でも、そのように報告した。</p>
会長	<p>他の都道府県では、シカの肉を製品にしているとの話がありました。前回お話ししましたが、最近釧路に行った折、シカ肉500g焼き肉用で約3,000円でした。</p> <p>せっかくの肉の資源、タンパク源でございます。かつてウサギなどは、大変なごちそうでした。イノシシやクマを人から分けていただいたものは、大変なごちそうございました。</p> <p>委員の意見と同感で、山梨県が観光立県として、進めるのであれば、都会</p>

	<p>の人たちが食べたことのない肉を、料理として出すようなものにしても、採算がとれるのではないかと、むしろ、喜んで来県するのではないかと考えるので、ニホンジカとイノシシ含めて5千頭でございます。1日10頭くらいで処理できるわけですから、1軒くらいだったから十分に供給できる量が確保できるわけですから、活用することが循環型社会の推進の一端を担うのではないかと考えられるので、真剣に検討していただいたらよいのではないかと、意外と重要な視点ではないかと考えます。</p> <p>食品衛生上の問題もあるかも知れませんが、衛生上の管理もした上で、捕殺するだけでなく、活用することも考えていただきたい。</p> <p>かつて、捕食者の頂点にオオカミがいました。オオカミの代わりを人間がするのは、了解できるところで、部会長さんが言われるように人間がコントロールする機能を持つのはよいが、それを人間が食するシステムを考えていただきたい。</p>
委員	<p>狩猟獣の食用は大切ですが、北海道のエゾジカとニホンジカでは、肉質が異なります。エゾジカの肉質は、ヘラジカの肉質によく似ています。柔らかい脂肪がのっています。ニホンジカは脂肪がのっていません。</p> <p>刺身では食べられますが、煮ても焼いても、硬くなって食べられません。前回の審議会で東京都の小さな村でシカ肉を燻製にして販売しているのだから、燻製を作ってワインと一緒に売ったら、という話が出ましたが、これもやはりお金がかかることです。</p> <p>もう一点、ワナで獲ったシカの肉と銃で獲ったシカの肉は、味が全く異なります。ワナで捕獲した場合は、捕獲から発見までに時間差があり、血が回ってしまって、一般の人の口に合いません。ハンターは食べません。銃で捕獲したものは、血の臭いがしないので、味が異なります。</p> <p>許可については、シカは家畜ではないので、保健所の許可等は不要です。売買も自由です。家畜肉とは、扱いが異なります。</p>
会長	<p>諸問題がありますが、資源の有効利用の観点から、検討していただきたいと思えます。</p>
委員	<p>生態系の攪乱ということで、シカやサルやイノシシが標高の高いところまで登ってきます。今までいなかったところに見られるようになり、結果として、高山の植物が食べられたり、土を掘って食べ甲斐のある大きな草の根を掘ったりされるようになりました。</p> <p>静岡県や長野県では「お花畑」が壊滅的な打撃を受けて、消滅してしまっている。毒性のあるトリカブトさえ食べるシカが現れるようになって、シ</p>

	<p>力が増えてきたようです。</p> <p>管理計画の中で、前回、1日2頭の捕獲で効果がありますかということをお聞きしましたが、これで大丈夫かなという気がしますが、この計画で、高地に対する措置が「ハイシート方式」しかうたっていないくて、シカがいままでの生息圏外に見られるようになって今後、深刻な問題になるのではないかという気がしております。</p> <p>現に、標高1,500m付近でもアザミの一種のフジアザミの根がほとんど食べられてしまっている状況にありますので、標高2,500m位の高系草原では、芝を刈ったように植物が食べられるのではないかと危惧されますので、その対処を考えていただきたい。</p>
鳥獣部会長	<p>ただ今の委員の意見に関係しまして、5月25日の山日新聞で「南アルプスの高山植物が消えてしまう」という記事がございました。</p> <p>高山の標高3,000mというところにシカがあがっている。3年前のライチョウの調査の折に、3,000mの所にシカが高山植物を食い荒らして、以後被害が拡大して、新聞報道のようなことが出てきていると思います。</p> <p>高山植物の保護のために、具体的な柵を作る等を実施する方向でお願いしたいと思う。</p>
会長	<p>いくつか意見がありましたが、本計画案につきまして、特段の反対・賛成のご意見はなかったと思います。</p> <p>事務局及び、部会長からの報告につきまして、異論等がないものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">委員全員より「異議なし」</p>
会長	<p>それでは、部会での審議の結果等にご意見がないものとしたしまして、県からの諮問のとおり、異議ない旨を県に回答したいと思います。</p>
会長	<p>次に、審議事項「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（仮称）について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
みどり自然課長	<p>資料No.5により、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（仮称）について説明</p>
会長	<p>ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>この条例の要綱で、よろしいのではないかと思います。</p>

	<p>昨年提出しました、保護対策に関する報告書に色々とかなり細かなものが盛り込まれておりますが、その内容が、ただ今説明を受けました中に盛り込まれております。</p> <p>条例が正式に通過して、施行されれば、後は運用の問題です。条例の趣旨どおりに運べば、良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>4 4 種は決定されているのですか。</p>
みどり自然 課長	<p>昨年 1 1 月にご報告いただいた種の数でございまして、これをベースに検討していきますので、決定したものではございません。</p>
委員	<p>この種の具体的な一覧表はありますか。</p>
みどり自然 課長	<p>4 4 種については報告書の中に記載されておりますので、後ほどご提示いたします。</p>
委員	<p>既往の高山植物保護条例で問題になったのですが、違法に採取されたものの流通の判別はどのようになっているか。</p> <p>それから、高山植物の流通が盛んに行われているのは、県境付近に多いということで、他県からのものには規制はかからないという現状があり、非常に難しいところがあるので、その辺を考慮していただきたい。</p>
みどり自然 課長	<p>現行でも、監視員の方に高山植物を扱っている店舗を巡回していただいております。ご指摘のこともございますので、参考にさせていただいて調査を充実させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>珍しいものがあることを公表すると、すぐに、そのものがなくなってしまふことを多く経験している。</p> <p>条例は、立派にできているが、種の生息の公表について、議論がなされたかどうか。</p> <p>また、かつて生息していたものが、なくなってしまったのが、公表したことに起因したのであって、公表を控えていれば、保全されただろうということを経験している。そのような議論はなされたでしょうか。</p>
みどり自然 課長	<p>本県のレッドデータブックを発表した際も、そのような懸念がございまして、具体的な場所は示してございません。ご指摘のとおり、具体的な場所が判明すると、見れば欲しいという方も出てまいりますので、その辺は配</p>

委員	<p>慮していきたいと思います。</p> <p>希少なものが公表されると、3日もたないのが定説です。レッドデータブックの時には植物は、他の県は1km四方のメッシュで示しておりますが、山梨県は、10km四方のメッシュです。10km四方では、そんなに分かりませんので、ぼかしてあります。</p> <p>44種の基本は、県の保護条例で指定している高山植物の一部を除いた18種と湿地の植物です。</p> <p>湿地の植物は、対応に苦慮するのですが、山梨県には泥沼が少ないので、そこに生えているものは、非常に貴重なものになっています。</p> <p>もう一つ困るのは、半分は水田雑草であるということです。水田雑草というと枯らすことを考えて、保存の対象としてみなしていないということです。ですが、国のレベルでは保存ということになっている。山梨県では、国との対応は難しくなってくるのだらうと思います。</p> <p>そのような種はこの44種の中に入っているので、具体的な扱いは県の担当者が説明したとおり、植物は植物、昆虫は昆虫、動物は動物という関係でそのうちから絞り込んで、具体的な検討作業を行えば、議論の中でかなり煮詰まるのではないかと思います。そういうふうにやってもらえばありがたいと思っております。</p>
会長	<p>委員さんの懸念は、はじめの段階から想定されていると理解させていただきました。</p>
委員	<p>民間に植物や昆虫の研究家がいる、採取はしないが、それを写真に撮って本にして発表している。これから、こういう形の発表が続くのではないかと考えられる。</p> <p>また、インターネットを閲覧するとネット上に写真入りで、生息地の情報が掲載されることがある。</p> <p>こうなると公表を控えていても、外に所在情報が出てしまうことが生じている。このことに対する対応が必要であると感じている。</p> <p>こういうことも、問題点として認識しておく必要があると思われる。</p>
会長	<p>他にご意見はございますか。</p>
委員	<p>条例自体は賛成です。是非進めてもらいたいと思います。</p> <p>ソフトだけだと、ここにあげられたようなことがうまくやっていけるかと少し気になります。調査も徹底的に行うとか、得られた資料もきちっと保</p>

	<p>管するとか、そういう施設を用意するといった、費用を要することですが、こういう条例を作るにつけては、覚悟を持っていただいて、お願いをしたいと思う。</p>
みどり自然課長	<p>種の指定やデータ収集も兼ねまして、専門家の先生方の委員で構成する専門部会を作って行きたいと考えておりまして、その中で具体的に相談をさせていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>特になければ、賛成であるというご意見がございましたが、それ以外に関連するご意見をいただきました。是非、参考にさせていただきたいと思いません。それでは「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（仮称）について」は異議ないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">委員全員より「異議なし」</p>
会長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>本件に基本的には賛成するという事にしましたが、出ましたいくつかのご意見は、参考にさせていただきたいと思いません。</p>
会長	<p>次に、報告事項を議題とします。</p> <p>「山梨県カワウ保護管理指針の策定について」及び「山梨県ツキノワグマ保護管理指針の変更について」の2件について事務局から一括して説明願います。</p>
みどり自然課長	<p style="text-align: center;">資料No.6～7により指針の概要について報告</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ご質問、ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>特に意見がないようですので、この件につきまして、了承ということによるしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">委員全員より「了承」</p>
会長	<p>それでは、了承として、県に報告させていただきます。</p>

会長	最後に、その他についてですが、本日の審議、報告事項以外で何か、ご意見、お気づきの点がございましたら、お願いします。
会長	<p>特にないようでございます。</p> <p>事務局で補足すべきことはございますか。</p> <p>ないようですので、本日の審議・報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 3 閉 会 </div>	
司会	<p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして「第20回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p>